

沖縄県子どもの読書活動推進計画

—五感で拓く多様な読書—

令和6年3月
沖縄県教育委員会

はじめに



子どもたちの成長と未来への展望において、読書活動が果たす役割は非常に大きく、知識の獲得だけでなく、感性や想像力を豊かにし、人間形成において欠かせない要素です。そのため、本県では平成16年3月に「沖縄県子どもの読書活動推進計画～五感に響かせるE・E・Tプラン～」(以下第一次推進計画という)を策定後、3回の改定を経て、このたび「第五次沖縄県子どもの読書活動推進計画～五感で拓く多様な読書～」(以下第五次推進計画という)を策定し、子どもたちに豊かな読書体験を提供し、彼らの可能性を広げるために取り組んでいます。

第五次推進計画では、多様な子どもたちの読書スタイルを考慮し、「多様な読書」を提唱しています。従来の読書にとらわれず、個々の嗜好や興味に応じた読書体験を育むことを目指しています。多様な読書は、単なる文字の理解だけでなく、視覚や聴覚、感触を活かした五感を使った体験をも含むものです。これにより、子どもたちが自らの感性を最大限に活かせる読書スタイルが拓けることを期待しています。

また、読書に関する調査分析を通じて、子どもたちの読書活動の現状や課題、読書に対するイメージなどを把握しました。地域や学校ごとに異なる状況を考慮し、子どもたちが抱える課題や期待に向き合いながら、推進計画を構築してまいりました。調査から得た知見を活かし、多様性を尊重したアプローチを取ることで、より多くの子どもたちが読書に親しむ機会を提供しています。

最後に、沖縄県子どもの読書活動推進委員や多くの関係者の皆様に心より感謝申し上げます。皆様のご尽力なくして、この計画の策定および推進は実現しえませんでした。今後も共に協力し、子どもたちにとって有意義な読書環境を築いていくために、引き続きご支援とご理解を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年3月

沖縄県教育委員会
教育長 半嶺 満

目次

第1章 総論.....	1
I 計画策定の趣旨	1
II 計画の性格.....	1
III 多様な読書.....	1
IV 計画の期間.....	1
第2章 第四次推進計画の推進期間における成果と課題.....	2
I 第四次推進計画の基本方針	2
II 第四次推進計画期間の成果	2
III 第四次推進計画推進期間の課題.....	2
1 子どもの自主的な読書活動の推進について.....	2
2 家庭・地域・学校を通じた社会全体での取り組みの推進について	3
3 子どもの読書活動を支える環境の整備について	4
IV 子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化	4
1 読書推進に関するこれまでの動き	4
2 視聴覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の制定	4
3 教育におけるデジタル化の進展.....	5
4 第6次「学校図書館整備等5か年計画」の策定.....	5
第3章 基本方針.....	6
I 第五次推進計画の基本方針	6
1 不読率の低減.....	6
2 多様な子どもたちの読書機会の支援.....	6
3 デジタル社会をいかした読書環境の充実と活用	7
4 家庭・地域・学校を通じた社会全体での取り組みの推進.....	7
II 第五次推進計画の基本方針に基づく指標について.....	7
第4章 子どもの読書活動の推進体制.....	9
I 市町村における読書活動の推進体制の整備.....	9
1 公立図書館の整備・充実.....	9
2 学校図書館の整備・充実.....	9
II 県における読書活動の推進体制の整備.....	10
1 沖縄県子ども読書活動推進会議の設置.....	10
2 子ども読書活動推進のための人材育成.....	10
3 家庭・地域の教育機能の充実.....	10
第5章 子どもの読書活動の推進方策.....	11
I 人材育成	11
1 沖縄県子ども読書指導員	11
2 沖縄県高校生読書リーダー育成研修.....	11

II 普及啓発	11
1 子ども読書の日記念事業	11
2 沖縄県読書活動優秀実践校・図書館・団体及び個人表彰	11
3 文字・活字文化の日記念事業	11
III 発達段階に応じた取り組み	11
1 読書に関する発達段階	11
2 読書に関する発達段階についての先行研究	12
3 読書に関する発達段階と読書の姿	12
4 読書に関する発達段階に応じた読書活動の主な取り組み	12
IV 家庭における取り組み	17
1 子どもが読書に親しむ機会の提供	17
V 地域（公立図書館、地域文庫等）における取り組み	17
1 子どもが読書に親しむ機会の提供	17
2 子どもの読書活動を支えるための環境の整備・充実	18
VI 学校等における取り組み	18
1 子どもが読書に親しむ機会の提供	18
2 子どもの読書活動を支えるための環境の整備・充実	19
VII 家庭・地域・学校等の連携・協力の推進	20
1 家庭と学校において	20
2 家庭と地域において	20
3 学校と地域において	20
4 図書館において	20
VIII 関心を高める事項	20
1 読書への関心を高める取り組みの推進	20
IX 民間団体・読書活動ボランティア等の活動に関する支援	21
子どもの読書活動推進関連事業	22
子どもの読書活動の推進に関する法律	24
文字・活字文化振興法	26
視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律	28
【資料】第四次推進計画期間における子どもの読書活動に関する取り組みの現状	32
1 子どもの自主的な読書活動の推進	32
2 子どもの読書活動を支える環境の整備	34
3 子どものたちの「読書へのイメージ」	35
引用文献	38

第1章 総論

I 計画策定の趣旨

「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、沖縄県教育委員会は、平成16年3月に「沖縄県子どもの読書活動推進計画」を策定し、沖縄県の全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、環境づくりを進めてきた。

この計画は、これまでの「第一次推進計画」から「第四次推進計画」までを引き継ぐとともに、令和6年度からの5年間の計画期間とする「沖縄県子どもの読書活動推進計画」の「第五次推進計画」となる。

II 計画の性格

沖縄県子どもの読書活動推進計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」の第九条に基づく沖縄県の子どもの読書活動施策に関する基本的な計画であるとともに、本県の総合計画である「沖縄21世紀ビジョン」と整合を図りつつ、本県の子どもの読書活動の基本的な考え方や具体的推進方策等を明らかにし、子どもの読書活動の総合的な推進を目的とする。また、市町村子どもの読書活動推進計画策定の基本方針を示す。

さらに、本計画では「多様な子どもたち」の読書活動を推進するため、「多様な読書」を定義して、計画等を示す。

III 多様な読書

多様な子どもたちの読書活動を推進するため、本計画では多様な読書を次の通り定義する。

【多様な読書とは】

活字の本を読むことだけでなく、マンガや雑誌、新聞を読んだり、CDやDVDなどの資料を見たり聞いたりすることで内容を理解することも含まれます。また、インターネットで調べたり、パンフレットなどを読んだり見たりすることで内容を理解することも含まれます。さらに、展示されている模型などを観たり、触ったりすることで内容を理解することも含まれます。

IV 計画の期間

令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間とする。

第2章 第四次推進計画の推進期間における成果と課題

「第四次推進計画」では、「第三次推進計画」の内容を継続しつつ、その成果と課題を踏まえ、内容を継続しながら読書の「量から質への転換」などを充実させ、E・E・Tプランについても改訂を行った。

I 第四次推進計画の基本方針

第四次推進計画の基本方針は以下の2つを柱とした。

(1) 子どもの発達段階に応じた読書活動の推進

- ① 乳幼児からの発達段階に応じて読書に親しめる環境づくりを進める。
- ② 五感を意識した施策 E・E・T プランを更に推進する。

(2) 家庭・地域・学校を通じた社会全体での取り組みの推進

- ① 家庭・地域・学校等、それぞれが担うべき役割を示し、子どもの読書活動推進に取り組むとともに、綿密に連携・協力し、社会全体で必要な体制の整備に努める。
- ② 自主的な読書活動を支えるため、いつでも、どこでも読書に親しみ、読書を活かすことができる環境の整備・充実に努める。

II 第四次推進計画期間の成果

本県における子どもの読書活動推進において第四次推進計画期間中に以下の成果があった。

成果1：読書指導員¹による学校、地域等への読み聞かせボランティアの充実

成果2：子どもたちによる「不読率」²改善への取り組み（高校生読書リーダー育成研修³）

成果3：「読書は好きである」と答える生徒の割合の増加（表1）

成果4：公共図書館と連携している学校の割合の増加

III 第四次推進計画推進期間の課題

1 子どもの自主的な読書活動の推進について

- (1) 小中高と学校段階が上がるごとに「不読率」が上がっていく（表1）。特に高校生の不読率が高く、本県では40%程度の高校生が1か月に1冊も本を読んでいない [沖縄県教育委員会, 2023]。高校生の不読者層の多くは「読書を好きではない」と回答した生徒たちであった。また小中学生の不読率は低いものの「読書は好きでないが読書冊数は多い」児童生徒が一定数見られる。
- (2) 家庭・地域・学校においては中高生期における授業や学校外での読書活動の習慣化があまり進んでいない。中学生の家庭における読書時間は約4割の生徒が「全くしない」と回答している（p33 表10）。
- (3) 沖縄県教育委員会の調査（2023）によると「読書を好き」な子どもたちは読書を通して、新しい世界観や価値観、考え方に触れることを楽しんでいる。その一方で、「読書を好きではない」子どもたちの多くは読書に対して「続かない」「疲れる」「めんどくさい」などのネガティブなイメージを持っている（p36 図1）。

¹ 沖縄県子ども読書指導員（沖縄県教育委員会生涯学習振興課）

² 1か月間に本を1冊も読まない子どもの割合。

³ 高校生読書リーダー育成研修（沖縄県教育委員会生涯学習振興課）

表 1 子どもの読書活動状況の指標と実績値

指 標	基準年度 (H28 年度)	目標年度 (H35 年度)	実績値 (R4 年度)
読書は好きであると答える児童生徒の割合	69.6%	75.0%	77.0% ⁴
学校の授業以外に、普段（月～金曜日）、1日当たり30分以上読書している児童生徒の割合	28.5%	50.0%	36.5% ⁵
1か月に1冊も読まない児童生徒の割合(不読率)		小 5.0% 中 15.0% 高 50.0%	小 5.0% 中 12.0% 高 40.0%

2 家庭・地域・学校を通じた社会全体での取り組みの推進について

- (1) 「本について家族との共有機会」が小中高と学校段階が上がるごとに減少している(表 2)。
- (2) ボランティアを活用している学校の割合が、小中高と学校段階が上がるにつれて減少している(表 3)。
- (3) 蔵書のデータベース化等、学校図書館の電子管理等の整備は進んだものの、情報メディア機器・ICT 環境の整備については全ての学校で整備されるよう取り組むことが求められる。
- (4) スマートフォンの1日の使用時間は小中高全てにおいて「2時間以上」が最も多く、使用時間は30分以上から読書冊数にも影響が出ている [沖縄県教育委員会, 2023]。全国大学生生活協同連合会の大学生を対象とした調査(2015)によると、スマートフォンと読書を両立する学生とそうでない学生との二極化が進んでいると言及されている。
- (5) 子どもの読書活動推進計画を策定している市町村が減少した(表 3)。

表 2 本についての家族との共有体験頻度

	よくある (1か月に1回以上)	たまにある (半年に数回くらい)	ほとんどない (1年に1回くらい)	ない
小学生	15.8%	30.7%	21.6%	31.9%
中学生	10.5%	22.6%	25.0%	41.9%
高校生	6.0%	17.8%	22.4%	53.8%

表 3 家庭・学校を通じた社会全体での取り組みの推移

指 標	基準年度 (H28 年度)	目標年度 (H35 年度)	実績値 (R2 年度)
公立図書館と連携している学校の割合	小 89.6%	小 95.0%	小 93.1%
	中 84.3%	中 90.0%	中 90.7%
	高 32.2%	高 45.0%	高 33.3%

⁴ 令和4年度調査には特別支援学校も含む。

⁵ 令和4年度調査には小学校を含まず、特別支援学校中高等部を含む。

	小 8 0.8 %	小 8 5.0 %	小 8 1.1 %
ボランティアを活用する学校の割合	中 5 8.7 %	中 6 0.0 %	中 5 2.1 %
	高 8.1 %	高 1 0.0 %	高 0 0.0 %
子ども読書活動推進計画策定市町村数	2 6 市町村	4 1 市町村	1 7 市町村

3 子どもの読書活動を支える環境の整備について

- (1) 司書教諭発令(12 学級以上設置校)、学校司書配置に関しては小中高とも全国平均よりも高く、充実してきた (p34 表 14、表 15)。今後はそれぞれの役割を十分に果たせるような環境整備を進める必要がある。
- (2) 公立図書館を設置している市町村は 28 (設置率 68. 3%) と平成 28 年度調査時よりも微増しているものの、県の目標 (100%) には達していない [文部科学省, 2020]。

IV 子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化

1 読書推進に関するこれまでの動き

近年における、子どもたちの読書に関わる情勢は、その社会変化に伴い、大きく変化してきた。そこで、読書活動に関する施策等をまとめた。

平成 25 年 5 月 17 日	第三次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」閣議決定
平成 26 年 4 月 1 日	第三次「沖縄県子どもの読書活動推進計画～五感に響かせる E・E・T プラン」策定
平成 26 年 6 月 27 日	学校図書館法の一部を改正する法律公布
平成 27 年 3 月 27 日	「国立国会図書館国際子ども図書館子どもの読書活動推進支援計画 2015」策定
平成 30 年 4 月 20 日	第四次「子ども読書活動の推進に関する基本的な計画」閣僚決定
令和元年 4 月 1 日	第四次「沖縄県子どもの読書活動推進計画～五感に響かせる E・E・T プラン」策定
令和元年 5 月 17 日	「国立国会図書館国際子ども図書館子どもの読書活動推進支援計画 2015」改訂
令和元年 6 月 28 日	視聴覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律 公布・施行
令和 3 年 3 月 30 日	「国際子ども図書館基本計画 2021-2025」策定
令和 5 年 3 月 28 日	第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」閣議決定

2 視聴覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の制定

令和に入ってから読書に関する大きな動きの一つとして、読書のバリアフリーへの取り組みが強化されたことが挙げられる。国は、令和元年 6 月に、視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進するために、「視聴覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律 (読書バリアフリー法)」を公布・施行した。読書バリアフリー法の目的はその第 1 条に「視聴覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与すること」とある [文部科学省, 2019]。

読書バリアフリー法は全 18 条からなり、第 3 条には、次の 3 つの基本理念が示されている。野口 (2023) はその 3 つを以下のように要約している [野口武悟, 2023]。

- (1) 視聴覚障害者が利用しやすい電子書籍等は、視聴覚障害者等の読書の利便性向上に著しく資するので、その普及を図るとともに、電子書籍等以外の視聴覚障害者等が利用しやすい書籍も引き続き提供されること。

(2) 視聴覚障害者等が利用しやすい書籍及び電子書籍等の量的拡充と質の向上が図られること。

(3) 視聴覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

この「読書バリアフリー法」を受け、本計画の「多様な読書」では「見（観）て、聞いて、触ったりすることで内容を理解すること」も読書として定義した。

また、読書バリアフリー法では、アクセシブルな電子書籍の活用についても言及しているため、後述する書籍の「デジタル化」についても考慮していく必要がある。

3 教育におけるデジタル化の進展

もうひとつの読書に関する大きな動きとしてデジタル社会への対応が挙げられる。まず、国は令和3年9月にデジタル庁を設置した。さらに、国は令和4年には「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、教育DX（デジタルトランスフォーメーション）を見据えた教育のデジタル化のミッションとして「誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学べる社会」を目指すことを掲げた。さらに同年「学校教育情報化推進計画」が策定され、同年8月に県は教育の情報化を総合的に推進することを目的に「沖縄県教育情報推進計画」を策定した。

本計画の基本方針には、「デジタル社会をいかした読書環境の充実と活用」を掲げ、電子書籍等の利用についても発達段階に合わせて促進する。

4 第6次「学校図書館整備等5か年計画」の策定

文部科学省は令和4年1月に、第6次学校図書館計画を策定した。この計画では、全ての公立小中学校等において、学校図書館図書標準（平成5年3月29日付文部省初等中等教育局長決定）⁶の達成を目指し、さらに計画的な図書の更新、学校図書館への新聞の複数紙配備及び学校司書の配置拡充を図ることとしている。

⁶ 「学校図書館図書標準」における、盲学校、聾学校及び養護学校に係る標準（当該通知中のウからク）について、特別支援学校制度の創設に伴い改正（平成19年4月2日付文部科学省初等中等教育局長通知）

第3章 基本方針

今日の社会が直面する VUCA⁷（変動性、不確実性、複雑性、曖昧性）の時代において、子どもたちの読書習慣を育成し、デジタル時代に即応する能力やウェルビーイング⁸の向上が求められている。また、読書と親しみ、読書を楽しむことをとおして、子どもたちが自らの可能性に気づき、彼らの日常が豊かなものになり、未来が拓けていくことで「誰一人取り残さない社会⁹」への実現を目指していく。

Ⅰ 第五次推進計画の基本方針

令和4年に「こども基本法¹⁰」が成立し、これらを踏まえ、子どもの最善の利益を実現する観点から、社会が保護すべきところは保護しつつ、子どもの意見を年齢や発達段階に応じて積極的かつ適切に「こども政策」に反映させていくことが求められている〔文部科学省、2023〕。

沖縄県としても子どもの読書活動の推進に当たって、子どもたちがより主体的に読書活動を行えるように、「子どもたち」を主体とした取り組みを計画・実施することに努める。

大きく変化する社会の情勢と、第四次推進計画期間における課題を踏まえて、第五次推進計画の基本方針を定めた。

1 不読率の低減

子どもの読書活動における不読率については、第2章で示したように、学校段階が上がるごとに不読率も高くなっており、本県だけでなく全国的な課題となっている¹¹。不読率を改善するためにも、学校と家庭・地域が協力して子どもたちの発達段階に応じた取組等に努めることが重要である。

2 多様な子どもたちの読書機会の支援

県が実施した読書実態調査より、障がいのある子どもは五感を用いた多様な読書スタイルをとっていることが分かった〔沖縄県教育委員会、2023〕。また、本県では「子どもの貧困」の割合が他県よりも高く¹²、読書への影響も考えられる。文化的言語的に多様な背景を持つ子どもたちや読書が好きではない子どもたちなど、多様な子どもの可能性を引き出すための読書環境の整備に努める。

⁷ Volatility（変動性）、Uncertainty（不確実性）、Complexity（複雑性）、Ambiguity（曖昧性）という4つの単語の頭文字をとった言葉で、目まぐるしく変転する予測困難な状況のこと。

⁸ Well-being（ウェルビーイング）とは、Well（よい）とBeing（状態）が組み合わさった言葉で、「よく在る」「よく居る」状態、心身ともに満たされた状態を表す概念。

⁹ 「誰一人取り残さない（leave no one behind）」といフレーズは、2015年の国際連合総会にて「持続可能な開発目標（SDGs）」で謳われた。

¹⁰ 「こども基本法」は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行された。

¹¹ 「学校読書調査」（公益社団法人全国学校図書館協議会）によると、令和4年度の不読率は小学生7.0%、中学生13.1%、高校生43.5%であった。

¹² 内閣府の「子供の貧困に関する指標（沖縄県の状況）」によると沖縄県は生活保護立が全国1位、就学援助率が全国2位であった。

3 デジタル社会をいかした読書環境の充実と活用

ChatGPT¹³などの「生成 AI」の台頭など急速な社会のデジタル化や、GIGA スクール構想¹⁴等を踏まえ、デジタル技術を活用した読書への取り組みを整備する必要がある。また、本県の調査結果によると子どもたちは紙媒体の書籍と電子書籍を区別せずに読書を楽しんでいる傾向がある。子どもたちはデジタル技術を活用した読書もしていることから、デジタルによる読書環境も充実と活用を図る。

さらに子どもたちの健康や発達段階等に配慮しつつ、電子書籍等の利用、学校図書館や図書館の DX を進める必要がある [文部科学省, 2023]。

4 家庭・地域・学校を通じた社会全体での取り組みの推進

県が実施した読書実態調査の結果より幼少期に家庭や地域で読書経験があり、読書を通して共感体験をした子どもほど、その後読書に肯定的な態度をとるようになる（ [沖縄県教育委員会, 2023]）。そのため、就学時前の豊かな読書経験をすることが重要となる。家庭だけでなく、地域や学校と繋がる取り組みを推進していく必要がある。

II 第五次推進計画の基本方針に基づく指標について

第四次推進計画までは「一人あたりの図書貸出冊数」を目標値として設定していた（小学校：110 冊、中学校：40 冊、高等学校：8 冊、特別支援学校：70 冊）。しかし、本県調査 [沖縄県教育委員会, 2023] より、小中学校では多読者の中に読書を好きではない児童・生徒が一定数いることが分かっている。また、高校段階では読書を好きではない生徒は不読者となっている。これらのことから児童・生徒たちが多くの本を読むことよりも、まずは読書を楽しみ、好きになる取り組みが重要である。

児童・生徒たちが読書を楽しみ、主体的に本を読むようになるために、第三次推進計画より掲げている「量から質への転換」をより一層図る必要がある。そこで、これまでの推進計画で示してきた「一人あたりの図書貸出冊数」の目標値を、第五次推進計画では目標値としては設定しないこととした¹⁵。

図書貸出冊数の目標値について

第四次推進計画

小学校	110冊
中学校	40冊
高等学校	8冊
特別支援学校	70冊

第五次推進計画

図書貸出冊数を指標としない

「量」より「質」への転換

¹³ OpenAI が 2022 年 11 月に公開した「人工知能チャットボット」。

¹⁴ 文部科学省が 2019 年に開始した、全国の児童・生徒 1 人に 1 台のコンピュータと高速ネットワークを整備する取り組み。

¹⁵ ただし、各自治体・地域や学校等の実情に応じて目標値を設定することは妨げない。

目指す姿

自ら進んで読書を楽しみ、読書に親しみ、読書を活かすことができる子ども



第五次推進計画基本方針

- 1 不読率の低減
- 2 多様な子どもたちの読書機会の支援
- 3 デジタル社会をいかした読書環境の充実と活用
- 4 家庭・地域・学校を通じた社会全体での取り組みの推進

第4章 子どもの読書活動の推進体制

本県の子どもの読書活動の推進体制を「市町村」と「県」のそれぞれでどのように取り組んでいくかについてまとめた。

1 市町村における読書活動の推進体制の整備

本県の市町村における「子ども読書活動推進計画」の策定状況は、「策定済み」と回答した市町村は17で全体の41.5%であった（表4）。これまで推進計画を策定していたものの更新されていない市町村があることが課題として挙げられる。

市町村は、「都道府県推進計画を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画の策定に努める（推進法第9条第1項及び2項）」とある〔文部科学省, 2023〕。全国的にも都道府県では推進計画が策定されているが、市町村での策定が進んでいないことが指摘されている〔日本図書館協会児童青少年委員会 児童図書館サービス編集委員会, 2011〕。本県の市町村においても、第五次推進計画を元にそれぞれの市町村に適した子ども読書活動推進計画が策定されることが望まれる。また、すでに策定している市町村も、内容や目標の達成度等について改めて点検・評価を行い、必要に応じて、計画の見直しを行うなど、PDCAサイクルをまわすことが求められる。

表4 市町村における「子ども読書活動推進計画」の策定状況

		市	町	村	割合 (%)
策定済みの市町村		9	5	3	41.5%
策定作業中の市町村		1	0	1	4.9%
未策定	策定検討中の市町村	0	3	6	21.9%
	策定予定なしの市町村	1	3	9	31.7%

1 公立図書館の整備・充実

子どもの読書活動を推進するために、まず、身近なところに読書ができる環境を整備することが必要である。公立図書館未設置町村においては、その設置に向けて積極的に検討を行うとともに、設置されるまでの間は、児童館や公民館図書室に子ども向けの図書を収集・提供する等、子どもの読書環境の整備に努めることが求められる（例えば、与那国町の公民館図書室¹⁶）。設置市町村においては、子どもの読書活動の推進に向けた取り組みを充実させるよう努めることが求められる。

2 学校図書館の整備・充実

児童生徒の豊かな読書経験の機会を充実させていくためには、児童生徒の知的活動を増進し、様々な興味・関心に応える魅力的な学校図書館資料を整備・充実させた上で、国の財政措置を活用し、計画的な整備に努めることが求められる。また、活動の更なる充実を図るため、引き続き司書教諭・学校司書の配置を行うように努めることが求められる¹⁷。

¹⁶ 与那国町では町内の嶋仲自治公民館内に町立図書室を設置している。

¹⁷ 学校図書館法第5条及び附則第2項の規定により、平成15年度以降、12学級以上の学校（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校）に、司書教諭を必ず配置しなければならないこととされている。

II 県における読書活動の推進体制の整備

1 沖縄県子ども読書活動推進会議の設置

子どもの読書活動推進の方策や連携・協力の在り方について研究・協議するため、引き続き「沖縄県子どもの読書活動推進会議（推進会議・担当者会議）」を設置する。

2 子ども読書活動推進のための人材育成

教育委員会の関係各課、県立図書館、県立総合教育センター等において人材育成に資する研修・取り組みを行なう。

3 家庭・地域の教育機能の充実

沖縄県の 21 世紀ビジョン基本計画においても地域の教育機能の充実を図るために「家庭と地域の連携のもと、地域特性や時代の変化に応じた学習ニーズ等を把握した上で、公民館、図書館、青少年教育施設等の整備・充実を図るとともに、社会教育指導者等の資質向上や、世代間交流、自然体験学習、読書活動などの多様な学習活動を促進します。」とある。読書においてもさまざまな社会教育施設と連携を図りながら、家庭や地域が連携しやすい環境づくりに取り組む。

第5章 子どもの読書活動の推進方策

本計画では「多様な子どもたち」の読書活動の支援をすることが推進計画の基本方針の一つとなっている。そのため、各市町村教育委員会をはじめとした様々な機関や人々の連携・協力が重要となっている。文科省 [文部科学省, 2023]によると以下の3点に留意して連携して各地域の特質や事情に応じた連携・協力が大事であると示している。

- (1) 地域における学習資源等の共有
- (2) 地域における人的資源の共有
- (3) 関連機関等の特質に応じた連携・協力

県としては、上の3点を踏まえたうえで、子どもの読書活動の推進方策を以下にまとめた。

I 人材育成

1 沖縄県子ども読書指導員

地域・学校等の読書活動ボランティアに対する指導助言等、読書活動推進におけるリーダーとして活躍できる人材として養成した「沖縄県子ども読書指導員」の資質向上を図る。

2 沖縄県高校生読書リーダー育成研修

読書の意義や楽しみ方を伝えるための手法等を学び、同世代の読書活動推進に関する課題解決に主体的・協働的に取り組むことのできる「高校生読書リーダー」を育成する。

II 普及啓発

本県における子どもの読書活動の推進のために、図書館や学校だけでなく、地域も含めた普及啓発活動を促進する必要がある。

1 子ども読書の日記念事業

県内の子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが自主的に読書活動を行うことができる環境を整備することを目指し、4月23日の「子ども読書の日」を記念して、『沖縄県「子ども読書の日」記念事業』を開催する。

2 沖縄県読書活動優秀実践校・図書館・団体及び個人表彰

活字その他の文字を用いて表現されたものを読むこと及び書くことを中心として行われる読書活動の推進に資するため、県民の間に広く読書活動についての関心と理解を深めるとともに、特色ある優れた実践を行っている学校、図書館、団体及び個人を表彰する。

3 文字・活字文化の日記念事業

10月27日の「文字・活字文化の日」を記念して、活字その他の文字を用いて表現されたものを読み、及び書くことを中心として行われる活動の推進に資するため、県民の間に広く読書活動についての関心と理解を深めることを目的として、「文字・活字文化の日記念フォーラム」を開催する。

III 発達段階に応じた取り組み

1 読書に関する発達段階

読書活動は子どもたちの心身の発達にどのような影響を与えているだろうか。心理発達課題を研究した [ハヴィガースト 壮司, 1958]によると、読書は「知識や美的な喜びや、ほとんど無尽蔵な他人の経験をあたえてくれるので、発達課題の達成に必要な道具である」と主張している。このことから読書は心身の適切な発達に必要なと言える。

子どもたちが、自ら進んで読書を楽しみ、読書に親しみ、読書を活かすことができるようになるためには、発達段階に応じた読書活動が行われることが望ましい。そのためには、子どもの発達段階に応じた読書の姿に合わせて、読書活動を家庭・学校・地域等が推進することが求められる。

2 読書に関する発達段階についての先行研究

読書に関する発達段階の研究は多くない。阪本（1976）によると、上記7つの読書能力は子どもたちの心理発達に合わせて大きく4つの段階に分けられ、それぞれ「読書入門期」「初歩読書期」「展開読書期」「成熟読書期」とされている。さらに各々を細分化している。

本県の「第五次子どもの読書活動推進計画」では文部科学省が「子どもの徳育の充実に向けた在り方について（報告）」の中で示している「子どもの発達段階」のフレームワーク〔文部科学省，2009〕を利用し、具体的な「子どもの読書の姿」は阪本や学習指導要領が示すそれぞれの読書に関する内容の文言を一部改変して使用する。

ただし、これらはいくまで子どもたちの読書に関する発達段階における読書の姿の一例であって、阪本が指摘するように読書能力は、同じ年齢や学年であっても、違いが生じていることを留意しておかなければならない。

3 読書に関する発達段階と読書の姿

第五次推進計画では、子供の読書に関する発達段階を文部科学省と阪本を参考にして、①乳幼児期、②学童期（小学校低学年）、③学童期（小学校中学年）、④学童期（小学校高学年）、⑤青年期（中学校）、⑥青年期（高校）に分けた。また、乳幼児期を「楽しむ読書」、学童期を「親しむ読書」、そして青年期を「活かす読書」と発達段階ごとにそれぞれの読書の時期を表す言葉を付け加えた。

さらに、それぞれの発達段階に文部省・内閣府の保育要領、文部科学省の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校学習指導要領（小中高等部）、阪本の読書の発達段階を参考に「読書の姿」を示した（表 5）。

4 読書に関する発達段階に応じた読書活動の主な取り組み

子どもの読書に関する発達段階に合わせた家庭や地域、学校で取り組みはとても重要である。それぞれの発達段階において具体的にどのようなことに取り組むと良いのか例を示した（表 6）。なお、読書活動に対する興味や関心の個人差を考慮した読書推進活動に留意する必要がある。

表 5 読書に関する発達段階と読書の姿（※引用先の文言を一部改変）

読書の発達段階	乳幼児期	学童期 小学校低学年	学童期 小学校中学年
	楽しむ読書	親しむ読書	
読書の姿	<ul style="list-style-type: none"> ・保育教諭等や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。 ・絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像をする楽しさを味わう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・読書に親しみ、いろいろな本があることを知る。 ・言葉がもつよさを感じるとともに、楽しんで読書をし、国語を大切にして、思いや考えを伝え合おうとする態度を養う。 ・読み聞かせに親しんだり、文字を拾い読みしたりして、いろいろな絵本¹⁸や図鑑などに興味をもつ。 ・絵本の挿絵などを手掛かりに、内容をだまかに把握し、応答する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・幅広く読書に親しみ、読書が、必要な知識や情報を得ることに役立つことに気付く。 ・身近な生活や実社会との関わりを考えるための読書の意義と効用について理解を深める。 ・言葉がもつよさに気付くとともに、幅広く読書をし、国語を大切にして、思いや考えを伝え合おうとする態度を養う。 ・幅広く読書に親しみ¹⁹、本にはいろいろな種類があることを知る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・読むことを学習する心身の準備が成熟する。 ・お話を聞きたがる。 ・絵本を見てそら読みをする。 ・文字を覚え始める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・つかえながら一字ずつ拾って音読をする。分からない文字を聞く。平坦な読み物ならば、独立して読む。新語が推測できる。読み返さずとも考えながら読める。読書の習慣が養われる。 ・本を読みたがる。拾い読みをしながら読む。やさしいものならひとりで読める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・読書の基礎的な技術が一定の成熟度に達する。黙読ができる。 ・自発的にさかんに読む。 ・情報を図書に求めて問題を解決する。 ・文がなめらかに読め、長い文章でも読みとおせる。 ・科学の芽を育てる「図鑑」や自然や社会の真実を手引きする本にも興味を持つ。
	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な生活用具、玩具や絵本などが用意された中で、身の回りのものに対する興味や好奇心をもつ。 ・絵本や図鑑を見聞きたり、実物を見たり、触れたりする経験を通して、感動が生まれ、絵本や物語、図鑑の世界を楽しむ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館などで様々な図書を目にし、実際に自分で触れ、心の中に刻む時期。 ・意味が簡単で、未知の語があまり出てこない文章を、ひとりで読み始める。読むことは楽しいことを実感する。 ・読書活動を通して、読解力や想像力、発表力が育まれる。 ・読み聞かせ・ストーリーテリングなどで、みんなとお話を楽しむことができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ブックトークや読書体験の発表や伝え合いなどを体験すること、読書への関心を深め、自分で選択する幅を広げていく。 ・読書活動を通して学んだことや感じたこと、考えたことを活かして、自分の人生をより豊かなものにしていく。 ・理解と記憶が良くなり、読みの速度も大幅にアップする。 ・参考資料や新聞をうまく利用できる。

¹⁸絵本以外に、紙芝居やペープサート、写真やビデオなどの映像教材などが含まれる。

¹⁹多様な本や文章があることを知り、読書する本や文章の種類、分野、活用の仕方など自分の読書の幅を広げていくこと。

読書の 発達段階	学童期 小学校高学年	青年前期 中学校	青年後期 高校
	親しむ読書	活かす読書	
読書の 姿	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伝記を読み、自分の生き方について考える。 ・ 読書の楽しさや有効性を実感しながら、日常生活の主體的・継続的に読書を行う。 ・ 日常的に読書に親しみ、読書が、自分の考えを広げることに関与することに気付く。 ・ 言葉がもつよさを認識するとともに、進んで読書をし、国語の大切さを自覚して思いや考えを伝え合おうとする態度を養う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 読書が、知識や情報を得たり、自分の考えを広げたりすることに役立つことを理解する。 ・ 本や文章などには、様々な立場や考え方が書かれていることを知り、自分の考えを広げたり深めたりする読書に生かす。 ・ 自分の生き方や社会との関わり方を支える読書の意義と効用について理解する。 ・ 幅広く読書に親しみ、本にはいろいろな種類があることを知る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 言葉がもつ価値への認識を深めるとともに、生涯にわたって読書に親しみ自己を向上させ、我が国の言語文化の担い手としての自覚をもち、言葉を通して他者や社会に関わろうとする態度を養う。 ・ 言葉がもつ価値への認識を深めるとともに、生涯にわたって読書に親しみ自己を向上させ、我が国の言語文化の担い手としての自覚をもち、言葉を通して他者や社会に関わろうとする態度を養う。 ・ 目的や意図などに応じて文章の概要や要点などを適切に読み取る。 ・ 幅広く読書に親しみ、読書が、必要な知識や情報を得ることに役立つことに気付く。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ いっそう多読になる。 ・ 目的により多様な読み方を使い分ける。 ・ 読書活動ももっとも旺盛なときで、読み物の興味も多方向に分化する。 ・ 行動の障壁を勇氣を持って突破する「冒険物語」、知的な洞察をもって問題を解決する「推理物語」、また「感傷物語」に興味を持つ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 読書技能が成熟し、多読や目的に応じた読書により、読んだものへの批判などができる時期。 ・ 必要に応ずる図書を選択でき、思考し、評価し、比較し、統一する。 ・ 科学ものは、興味によって分化し始める。 ・ 現実の問題として「進路指導」関係の文献にも興味を持つ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究的な読みが本格的になり、それを応用できる。 ・ 特殊な資料を利用する。 ・ 成人の読書材が読めるようになり、読書材の種類、目的に応じた読み方をする。 ・ 特殊な文体や高度な読書材を読み慣れ、研究的な読みができる。 ・ 断片的な随筆から読み始め、この段階には「思想書」に興味を持ち、哲学書を手にしはじめる。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高学年になると内容を評価したり鑑賞したりできるようになり、グループでの読書交流ができるようになる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 読書に共感を求めて、それに適合する読書材を選択する。 ・ 多読の傾向は減少し、共感したり、感動する本に出会うと、何度も読むようになる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 読書の目的や、資料の種類に応じて、適切な技能により、成熟した読書人としての水準に達する時期。 ・ 学術論文なども読むことができる ・ 日常生活や社会生活、職業生活に必要な図書や資料などを自ら選び、実生活に役立てる。

※上段に保育要領、学習指導要領、中段に阪本の読書発達段階、下段に第四次推進計画及び推進会議における意見をまとめた。

表 6 読書に関する発達段階に応じた読書活動の主な取り組み

		乳幼児期	学童期 小学校
		楽しむ読書	親しむ読書
家庭	 家庭	<ul style="list-style-type: none"> 絵本の読み聞かせを行う 地域での読み聞かせやお話し会に親子で参加する。 ブックスタートを活用し、読み聞かせを楽しむ。 	<ul style="list-style-type: none"> 家庭読書(ファミリー読書)などを生活の一環として位置づける。 子どもが本に親しむ環境を作るため、家庭内の本を充実させる。 学校図書館や公立図書館、地域文庫などを有効に利用する。 学校と連携し、児童の国語科の資質能力を育むために家庭での読書習慣を確立する。 ステップブックを利用し本に親しむ。
		地域	 公立図書館
 児童館 公民館 地域文庫	<ul style="list-style-type: none"> 保護者に対し、発達段階に応じた家庭教育講座や地域における子育て支援の場、交流の機会を提供する。 読み聞かせやおはなし会などの活動の場として活用を図る。 児童書などの整備や希望図書の貸出など、読書環境の整備・充実を図る。 		
 ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> 図書館や関係機関と連携し、読み聞かせなどを行う。 		<ul style="list-style-type: none"> 図書館や関係機関と連携し、読み聞かせなどを行う。 図書館を活用した学習活動や日々の読書活動の充実に向け、関係機関と協力した取り組みを行う。 拡大写本などのバリアフリー資料の作成をする。
学校など	 保育所 子ども園 幼稚園 小中高 特支	<ul style="list-style-type: none"> 発達段階に応じて読書活動を指導計画に位置づけるとともに、保護者の理解を深めるため、読書活動への参加を促す。 興味、関心、発達などに応じた図書コーナーを設置する。 見る、聞く、触れるなど、子ども自身が五感で楽しめる様々な形態の読書活動に参加できるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校図書館教育計画を作成し、図書館を計画的に利用し、幼児児童生徒の主体的・意欲的な読書活動を充実させる。 「学校だより」や「学校WEBサイト」等で学校の読書活動の紹介や地域で行われる読書会等の情報を提供する 教育活動全体を通じて読書活動の充実を図る。 発達段階に応じた読書指導を行い、読書意欲と読解力、表現力の向上を図る。 興味、関心、発達などに応じたコーナーを設置する。 発達段階や学習活動と関連した「推薦図書」を設定し読書の幅を広げる取り組みを行う。 毎月第3日曜日の「ファミリー読書の日」を推奨し、家庭との連携を図りながら読書習慣を確立する。 読み聞かせや紙しばい、パネルシアターなども活用し、読書意欲が高まるよう工夫しながら、読書への興味関心を育む教育活動を行う。 誰でも読書を楽しめるよう五感を使った読書支援、読書機会作りを行う。 点字や読み上げソフトの入った電子書籍など、バリアフリーの視点での図書を充実させ、誰もが主体的に読書活動に参加できるようにする。

		青年前期 中学校	青年後期 高校
		活かす読書	
家庭	 家庭	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校での読み聞かせボランティア ・子どもたちが電子書籍の適切な使用ができるように家庭内でよく話し合う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちが電子書籍の適切な使用ができるように家庭内でよく話し合う。
地域	 公立 図書館	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館資料に関するレファレンスサービス・読書相談や情報提供を行う。 ・青少年向け図書の充実やヤングアダルトコーナー（YA コーナー）を確保するとともに、展示会や読書会等を定期的に開催する。 ・図書館の広報に SNS を活用する。 ・アクセシブルな書籍及び電子書籍等を充実させ、その紹介や提供を行う。 	
	 児童館 公民館 地域文庫	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者に対し、発達段階に応じた家庭教育講座や地域における子育て支援の場、交流の機会を提供する。 ・読み聞かせやおはなし会などの活動の場として活用を図る。 	
	 ボラン ティア	<ul style="list-style-type: none"> ・読み聞かせボランティアに参加する。 ・図書館や公民館などでボランティア活動を行う。 ・学校の給食時や昼休みなどで、図書館での催し物のアナウンスを行う（放送委員会との連携） ・各学校の生徒会図書委員会と連携する。 ・拡大写本などのバリアフリー資料の作成をする。 	
学校など	 保育所 子ども園 幼稚園 小中高 特支	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館を計画的に活用し（学校行事など、または各教科の授業計画に図書館活用を盛り込むなど）、主体的・意欲的な学習活動を展開する。 ・子どもの『読む・調べる』習慣の確立に向けた支援を行う。 ・電子書籍のメリット・デメリットを理解してもらった上で、電子書籍での読書を楽しむ機会を提供する。 ・教科の学びと公立図書館を結ぶ取り組み 例：国語科で作成している「本の帯」や「POP」を公立図書館で展示する。 ・各小中学校で行っている児童会や生徒会図書委員会の特徴的な取り組みを紹介する（読書月間・旬間のとりくみ）。 ・地域の図書館の活用も積極的に計画し、将来の社会参加にもつながるような読書習慣を育む学習活動を行う。 ・誰でも読書が楽しめるよう五感を使った読書支援、発達段階に応じた本の選定、読書機会作りを行う。 ・点字や読み上げソフトの入った電子書籍など、バリアフリーの視点での図書を充実させ、誰もが主体的に読書活動に参加できるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館を計画的に活用し（学校行事や各教科の授業計画に図書館活用を盛り込むなど）、主体的・意欲的な学習活動を展開する。 ・メリット・デメリットを理解してもらった上で、電子書籍での読書を楽しむ機会を提供する。 ・紙媒体や電子媒体など柔軟に選択できる読書環境を提供する。 ・他校間や地域の図書館の活用も積極的に計画し、卒業後も主体的に学び続けることができるような読書習慣の確立を目指した学習活動を行う。 ・地域の保育園などでの読み聞かせを生徒自身が行うなど、キャリア教育の視点で社会参加にも通じる読書活動を行う。 ・研修などを通して、自校の読書活動の向上に努める。 ・点字や読み上げソフトの入った電子書籍など、バリアフリーの視点での図書を充実させ、誰もが主体的に読書活動に参加できるようにする。

IV 家庭における取り組み

子どもの読書活動は日常生活を通じて形成されるものであり、乳幼児期から日常的に生活の中で自然に読書に親しむ機会が提供されることが必要である。そのためには子どもにとって最も身近な存在である保護者の関わりが欠かせない²⁰。

このため、家庭において読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだり、図書館に出向いたりするなど、工夫して子どもが読書に親しむきっかけをつくることが重要である。また、読書活動の機会の充実及び習慣化を図るために、保護者自身も読書に親しみ、読書の重要性を理解した上で、読書に対する興味や関心を引き出すように働きかけることが望まれる。

また、スマートフォンやタブレット端末などで楽しめる電子書籍の適切な使い方についても子どもたちと一緒に考えていく必要がある。

1 子どもが読書に親しむ機会の提供

(1) ファミリー読書（毎月第3日曜日・家庭の日）

毎月第3日曜日の「家庭の日」に「家族読書の時間」「ノーテレビ・ノーゲームの時間」を設け、家庭で読書に親しむように促す。また、学校・図書館や公民館等の各施設において読書ボランティア団体等による読み聞かせやお話し会等を行うなど「ファミリー読書」を支援する取り組みを奨励する。

(2) 読書活動への理解促進

乳幼児を持つ保護者等を対象とした子どもの発達段階に応じた家庭教育講座や地域における子育て支援のための場、交流活動の中で、読み聞かせや読書の重要性についての理解と読書への関心を深めるための取り組みを行うよう促す。

V 地域（公立図書館、地域文庫等）における取り組み

子どもが、いつでもどこでも読書に親しむことができるように、読書活動が身近で行える環境を整備することが必要である。図書館は、子どもが学校外で読書と出会い自主的に読書を楽しむことが出来る場所であり、地域における読書活動推進の中核的役割を果たしている。今後はさらにその役割を果たすよう努めることが望まれる。

児童館や公民館等の図書室は、身近な読書活動を行う施設として機能していることから、公立図書館等と連携し、図書資料等を整備することが求められる。また、読書活動に関し、専門的な知識をもつ者や地域のボランティア等多様な人々と連携・協力し、読み聞かせ、読書会等の子どもの読書活動の機会を提供する取り組みの実施に努めることが期待される。

1 子どもが読書に親しむ機会の提供

(1) 公立図書館の取り組み

- ① おはなし会や展示会等、子どもたちが本に興味・関心を持つような取り組みを定期的で開催する。
- ② 子どもや保護者、学校からの読書相談等への対応ができるよう、ブックリストを作成するなど、

²⁰ 文科省の調査によると、保護者が本を読むことが好きか嫌いに関わらず、児童・生徒の8割以上が本を読むことが好きと回答しているが、保護者の読書好きの程度が高くなるほど、本を読むことが好きな児童・生徒の割合が高くなる傾向がある。

子どもたちが発達段階に応じ、よい本に出会えるような取り組みを行う。

- ③ 図書館利用において多様な子どもたちに配慮したサービスを行う。

(2) 公民館や子育て支援センター、地域文庫等の取り組み

- ① 保護者や地域のボランティアによる読み聞かせ会やおはなし会等の場として活用する。
- ② 児童書等の整備や希望図書の貸出など、地域の子どもたちが身近なところで読書に親しむ機会を作る。
- ③ 話題の本の紹介や電子書籍の使い方を教えるなど図書に興味を持つような取り組みを行う。

2 子どもの読書活動を支えるための環境の整備・充実

(1) 図書館資料の整備

- ① 多様な利用者及び住民の要望や地域の実情に留意し、十分な児童・青少年図書及び乳幼児向けの図書館資料を整備する。
- ② あらゆる子どもが読書に興味関心を寄せることができるように、大活字本やDISY図書²¹、触る絵本などのバリアフリー資料に加えて、外国文字の絵本など多様な形態の図書館資料を整備する。

(2) 図書館施設の整備

- ① 録音図書等の製作を行う施設・団体等と連携するなど、誰でもが利用しやすいように施設を整備する。
- ② 児童室、児童コーナー、中高生向けのコーナーの設置等、子どもたちが自主的に図書館に行ってみたくするような環境整備に取り組む。
- ③ 図書館未設置町村については、設置に向け積極的に検討するとともに、図書館が設置されるまでの間は児童館や公民館図書室に子ども向けの図書を収集・提供する等、子どもの読書環境を整備する。

VI 学校等における取り組み

子どもが自ら進んで読書を楽しみ、読書に親しみ、読書を活かす習慣を形成していく上で、学校等はかけがえのない大きな役割を担っている。平成29年、30年、31年に告示された学習指導要領で、特別活動が学校教育全体を通して行うキャリア教育の要となることが示されたことを踏まえ、学校図書館が学ぶことの意義や現在及び将来の学習と自己実現とのつながりを考えたり、自主的に学習したりする場として効果的な活用をされることが求められている。

また、保育所（園）、幼稚園等は、保育所保育指針や幼稚園教育要領等において、絵本や物語に親しむ活動を積極的に行うことが期待されている。

これらを踏まえ、学校等においては、すべての子どもが自ら進んで読書に親しみ、読書の幅を広げていくことができるよう適切な支援を行うとともに、そのための環境を整備することが求められる。

1 子どもが読書に親しむ機会の提供

(1) 保育所（園）・認定こども園・幼稚園において

- ① 子どもが本等に親しめるよう、興味、関心、発達等に応じた絵本等が置かれた図書スペース

²¹ DISYとは「Digital Accessible Information System」の頭文字を取った略称。視聴覚障害者など本を読むことが困難な人々のためのデジタル録音図書の国際標準規格である。日本も参加している国際機関デイジーコンソーシアム（本部スイス）が規格の策定と普及促進を図っている。

の確保をする。

- ② 読み聞かせやおはなし会等を実施し、子どもが絵本等に触れる機会を多様に設定する。
- ③ 保護者に対し、子どもの読書活動の重要性を伝える取り組みを行うよう促す。
- ④ 発達段階に応じた絵本の読み聞かせや児童文化財等を活用した読書活動を、指導計画に位置づける。

(2) 学校において

- ① 子どもの読書活動を推進するため、学校長のリーダーシップのもと、司書教諭・図書館主任・学校司書を中心とした学校図書館活用について、全職員の意識の高揚を図る取り組みを行う。
- ② 一斉読書（朝の読書など）や授業等で読書を推進する等、学校生活全体を通じて読書活動の充実を図る。
- ③ 各教科の授業内容に応じた各学年の推薦図書を設定したり学校行事等の企画準備に図書資料を活用したりするなど、学校図書館を計画的に利用し、児童生徒の主体的・意欲的な学習活動を展開することで、読書の質の向上を図る。
- ④ 学校図書館を活用した学習活動や日々の読書活動の充実を図るため、多様な経験を有する保護者や地域の社会人、ボランティア等を活用する。
- ⑤ 毎月第3日曜日の「ファミリー読書」、4月23日の「子ども読書の日」、10月27日の「文字・活字文化の日」を中心とし、それぞれの趣旨にふさわしい取り組みの計画・実施を促す。
- ⑥ スマートフォンやタブレット端末を使用した電子書籍の適切な使い方を考える場をつくる。
- ⑦ 生涯にわたって読書に親しむ態度を育てるために、読書の良さを体験する取り組みを行う。

2 子どもの読書活動を支えるための環境の整備・充実

- (1) 国の「学校図書館図書整備等5か年計画」（令和4年～令和8年度）では、公立小中学校等の学校図書館における、学校図書館図書標準の達成、計画的な図書の更新、新聞の複数紙配備、学校司書の配置拡充が図られることを目的としており、本計画に基づいた地方財政措置が講じられている。これに基づき各市町村において計画的な整備が図られるよう促す。また学校においては、公益社団法人全国図書館協議会の「学校図書館メディア基準」（2021年4月1日改訂）では、上記の学校図書館図書標準に加えて蔵書の配分率など、「学校図書館廃棄規準」（2021年12月1日改訂）では蔵書の廃棄規準などにより、蔵書の構成を再確認するよう努める。
- (2) 司書教諭は、学校図書館資料の選択・収集・提供のほか、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担うことから、それぞれの役割を十分に果たせるような環境の整備を促す。
- (3) 学校司書は学校図書館の職務に従事する職員であり、司書教諭と連携しながら多様な読書活動を企画・実施したり、学校図書館サービスの改善・充実を図ったりする重要な役割を担うことから、その配置とともに、本務職員の採用や有資格者の配置など専門性を確保できるよう促す。
- (4) 学校図書館施設において、新增築を行う際や余裕教室等を学校図書館に改修する際に国庫補助の措置が講じられており、各学校における多様な読書活動を視野に入れた施設整備等を促す。
- (5) 児童生徒が使用可能なコンピュータの整備、学校図書館図書情報をデータベース化、他校の学校図書館や公立図書館とオンライン化することにより、学校図書館が読書センター、学習情報センターとしての機能を果たすための環境整備を促す。

VII 家庭・地域・学校等の連携・協力の推進

子どもの読書活動を推進していく上で、家庭・地域・学校等が連携して推進することは重要である。家庭へは読書の重要性についての理解を促進するため、家庭での読書活動の参考となるような取り組みを行い、支援することが求められる。学校へは学校図書館を利用した学習活動や日々の読書活動の充実が図られるよう支援することが求められる。地域へは、企画・実施する読み聞かせ会やおはなし会、読書会等の情報提供に協力したり、活動の支援を行うことが求められる。また、図書館間では、読書環境をより充実させるため、連携・協力体制の更なる強化が求められる。これらの各発達段階における取り組みを一例として示す（表 6）。

1 家庭と学校において

- (1) 「学校だより」や「学校 WEB サイト」等で学校の読書活動の紹介や地域で行われる読書会等の情報を提供することで、家庭における読書活動の支援を行うよう促す。
- (2) 学校において保護者対象とした研修会を開催するなど、読書の重要性について理解を深める取り組みを行うよう促す。

2 家庭と地域において

- (1) 地域（図書館）において実施する読み聞かせ会やおはなし会、読書会等の情報提供を行うとともに、各家庭が積極的に利用しようという意識が高まる働きかけを行うように促す。
- (2) 毎月第3日曜日のファミリー読書の日において、家庭における読書活動が充実するような地域の取り組みを奨励する。

3 学校と地域において

- (1) 地域のボランティア団体等の協力を得ながら、学校図書館を活用した学習活動や日々の読書活動の充実を図るように促す。
- (2) 子どもの読書活動の推進を図るために、学校図書館において公立図書館の団体貸出等のサービスの利用を促す。

4 図書館において

- (1) 県立図書館は、各公立図書館や図書館未設置町村の社会教育施設等で読書活動支援を行い、県内どこでも同等の読書サービスが提供できるよう、関係機関との連携・協力を努める。
- (2) 学校図書館間や公立図書館間だけでなく双方が連携し、蔵書等の共同利用に努める。

VIII 関心を高める事項

子どもが自ら進んで読書を楽しみ、読書に親しみ、読書を活かすことができるようになるためには、乳幼児期から発達段階に応じて読書活動が行われることが重要である。成長に伴い読書への関心の度合いが低くなっている子どもも見られることから、引き続き読書への関心を高める取り組みを行うことが求められる。

1 読書への関心を高める取り組みの推進

「子ども読書指導員の派遣」や「高校生読書リーダー育成研修」、「子ども読書の日記念事業」、「文字・文化活字の日懸念事業」などを通して、以下のことについて取り組む。

- (1) 読書会、図書委員、子ども司書、ブックトーク、書評合戦（ビブリオバトル）等の実施、同世代の友人等とのつながりを生かし、子ども同士で本を紹介したり、話し合ったりする活動を行うよう促す。
- (2) 子どもが読書への関心を深めたり、読書の幅を広げたりするきっかけとなるよう、個人の読書経験や興味関心に寄り添いながら、様々な方法で本を紹介する取り組み（地域の言葉・外国語での読み聞かせ等）を行うようにする。
- (3) 子どもが身近に本を手にとることができるような環境（文庫の設置等）の整備を促す。また、部活動・サークル活動等の仲間同士で読書時間をもつなど、すき間時間に読書を行う取り組みを行うように促す。

IX 民間団体・読書活動ボランティア等の活動に関する支援

民間団体や読書活動ボランティア等は、子どもの読書活動に関する理解や関心を高めるとともに、子どもが読書に親しむ様々な機会を提供するなど、自主的な読書活動を推進することに大きく寄与している。その活動を一層充実させるための支援が求められる。

そのため、県としては、公立図書館にボランティア登録制度の活用や、ボランティアに対する研修の実施などを促し²²、ボランティア活動が円滑に行える場所や機会の提供に努める。

²² 本県の公立図書館において、「ボランティア登録制度」のある図書館数は27館だった（令和3年度「社会教育統計」）（文部科学省）。また、ボランティアに対する研修を実施している図書館数は9館であった。

子どもの読書活動推進関連事業

番号	事業名	事業内容	事業担当者	
1	読書の ホップ ステップ ジャンプ 事業	ブックスタート	・ 赤ちゃんと保護者が絵本を通して心触れ合うきっかけを作り、本を贈る事業。	市町村
		ステップブック	・ 概ね6歳（小学校1年生）を対象に、本を贈ったり、紹介したりする事業。読書を楽しむ段階から親しむ段階に円滑な移行ができるようなきっかけ作りを奨励する。	市町村 市町村立図書館 学校図書館 県立図書館 県生涯学習振興課
		ジャンプブック	・ 概ね12歳（中学校1年生）を対象に、本を贈ったり、紹介したりする事業。読書に親しむ段階から活かす段階に円滑に移行ができるようなきっかけ作りを奨励する。	市町村 市町村立図書館 学校図書館 県立図書館 県生涯学習振興課
2	読書交流会	・ 学校や地域などで、本を通して交流する機会（読書会・ペア読書・ストーリーテリング・ブックトーク・アニメーション・ビブリオバトル等）を作る事業。読書習慣等の様々な場面での実施を更に奨励する。	市町村 市町村立図書館 学校図書館 県立図書館 県生涯学習振興課	
3	読み聞かせボランティアの養成と支援	・ 図書館活動、読書活動、児童サービス支援（読み聞かせ、ストーリーテリング、紙芝居、朗読技術等）の育成と活用を目指す事業。	市町村 市町村立図書館 学校図書館 県立図書館 県生涯学習振興課	
4	県子ども読書指導員の養成・活用	・ 地域・学校等の読書活動ボランティアへの指導助言者として活動する等、子どもの読書活動ボランティアを養成する事業。 ・ 県生涯学習振興課で募集及び修了者を登録し、県立図書館や市町村立図書館、学校等が読書指導員を活用した研修や講座を開催する。 ・ 県子ども読書指導員の資質向上のためのスキルアップ研修を実施する。	県生涯学習振興課 県立図書館 市町村立図書館 学校図書館 市町村	
5	幼稚園教諭研修 （初任者・経年者）	・ 教育センターの研修員並びに幼稚園教諭を対象に、絵本の読み聞かせの講義や演習を実施し、教材化の工夫と読み聞かせを推奨する。	県立総合教育センター	
6	図書館職員等専門研修 新任図書館長研修 公立図書館司書研修	・ 公立図書館の職員等の資質向上のための専門研修を実施する。	県立図書館 （県生涯学習振興課）	
7	司書教諭・学校司書等研修会	・ 司書教諭、学校司書が一堂に会し広義等の受講や、実践事例等の共有を通して、読書セ	義務教育課 県立学校教育課	

		ンター、学習情報センターとしての学校図書館の充実を図る。	
8	読み聞かせサークルネットの整備	「おきなわ子どもと本を結ぶ地域ネット」を整備し、沖縄県の読書活動の推進を図る。	県立図書館
9	子ども読書活動推進研究室の活用促進	・子どもの読書活動に関わる団体・個人の資質向上と情報交換の場としての活用を図る。	県立図書館 (生涯学習振興課)
10	優良図書の推薦	・青少年の健全な育成に特に有益な図書について、知事が推奨し、県広報で公示する。	子ども政策福祉部
11	文部科学大臣表彰への推薦	・子どもの読書活動優秀実践校、図書館、団体(個人)等の表彰にかかる広報や周知を実施し、子どもの読書活動の一層の推進を図る。	県生涯学習振興課 義務教育課 県立学校教育課
12	沖縄県教育長表彰	・子どもの読書活動優秀実践校、図書館、団体(個人)等の表彰にかかる広報や周知を実施し、子どもの読書活動の一層の推進を図る。	県生涯学習振興課 義務教育課 県立学校教育課
13	子ども読書の日 (4月23日) 文字・活字緒文化の日 (10月27日) に関わる取り組み	・広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもの積極的に読書活動を行う意欲が高められるよう、それぞれの趣旨に沿った子どもの読書の普及・啓発を図る。	県生涯学習振興課 県立図書館 市町村立図書館 学校図書館
14	子ども読書週間の取り組み (4月23日～5月12日) 読書週間の取り組み (10月27日～11月9日)	・読書の関心・意欲を高めるための読み聞かせや、展示コーナー設置等を行う。	県生涯学習振興課 県立図書館 市町村立図書館 学校図書館
15	子どもの読書活動推進会議 (年間3回開催)	・子どもの読書活動推進のための支援事業について協議し、関係部局、関係機関、団体等のそれぞれの役割分担並びに連携・協力体制の整備に努める。	県生涯学習振興課
16	子どもの読書活動推進担当者会議 (年間3回開催)	・子どもの読書活動推進のための支援事業について協議し、それぞれの役割・連携・協力について確認する。	県生涯学習振興課
17	高校生読書リーダー育成研修	・高校生が読書に関する研修を受けた後、自校の読書活動改善のために探究活動を半年間にわたり取り組む。	県生涯学習振興課

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成 13 年 12 月 12 日号外法律第 154 号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する

施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

文字・活字文化振興法

(平成 17 年 7 月 29 日号外法律第 91 号)

(目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵かん養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵かん養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵かん養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵かん養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

(令和元年6月28日号外法律第49号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化(文字・活字文化振興法(平成十七年法律第九十一号)第二条に規定する文字・活字文化をいう。)の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍(雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。)について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

2 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。

3 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十一条第二項及び第十二条第二項において同じ。)であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

(基本理念)

第三条 視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。

二 視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等(以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。)の量的拡充及び質の向上が図られること。

三 視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(財政上の措置等)

第六条 政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本計画等

(基本計画)

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（以下この章において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針

二 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(地方公共団体の計画)

第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

第三章 基本的施策

(視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等)

第九条 国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校附属図書館並びに学校図書館（以下「公立図書館等」という。）並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるようにするための取組の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(インターネットを利用したサービスの提供体制の強化)

第十条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚障害

者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようにするため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

一 点字図書館等から著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第二項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「特定電子書籍等」という。）であってインターネットにより送信することができるもの及び当該点字図書館等の有する視覚障害者等が利用しやすい書籍等に関する情報の提供を受け、これらをインターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援

二 視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供についての国立国会図書館、前号のネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

（特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援）

第十一条 国及び地方公共団体は、著作権法第三十七条第一項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍（以下「特定書籍」という。）及び特定電子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う者（次条及び第十八条において「出版者」という。）からの特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等）

第十二条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備）

第十三条 国は、視覚障害者等が、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の枠組みに基づき、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、その入手に関する相談体制の整備その他のその入手のための環境の整備について必要な施策を講ずるものとする。

（端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援）

第十四条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

（情報通信技術の習得支援）

第十五条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（研究開発の推進等）

第十六条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十七条 国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 協議の場等

第十八条 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第十条第一号のネットワークを運営する者、特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

【資料】第四次推進計画期間における子どもの読書活動に関する取り組みの現状

本県における子どもの読書活動の現状を把握するために、令和3年度と令和4年度に実施した「読書活動実態調査」や学校基本調査などの一部を示す。そこから第四次推進計画の成果と課題を読み取っていく。

1 子どもの自主的な読書活動の推進

(1) 読書の好きな子どもの割合

「読書は好きですか。」

小学生、中学生、高校生（特支を含む）に「読書は好きですか」と聞いたところ、平成28年度の調査と比較して、小学生、中学生ともに「当てはまる」と回答した割合が小学校では5.2ポイント（表7）、中学校では1.1ポイント減少し（表8）、「どちらかといえば、当てはまる」と回答した児童・生徒の割合が増えた。中学生では、「どちらかといえば当てはまらない」と回答した生徒の割合がわずかに減少した。

表7 読書は好きですか（小学校）

	当てはまる	どちらかといえば当てはまる	どちらかといえば当てはまらない	当てはまらない
H24	45.8	27.5	16.8	9.6
H28	47.1	26.9	16.1	9.6
R4	41.9	31.2	16.7	10.0

表8 読書は好きですか（中学校）

	当てはまる	どちらかといえば当てはまる	どちらかといえば当てはまらない	当てはまらない
H24	39.0	26.4	20.6	13.7
H28	39.0	26.3	20.1	14.3
R4	37.9	30.3	18.5	13.2

(2) 授業以外で読書を全くしない児童生徒の割合

「学校の授業以外に、普段（月～金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか。（教科書や参考書は除く）」

普段の家庭における読書時間を聞いたところ、小学校では、平成24年度の調査では「10分以上30分より少ない」と回答した児童の割合が25.6%と最も割合が高かったのに対し、令和4年度の調査では「全くしない」と回答した児童の割合が26.3%で最も高い結果となった（表9）。

一方で、中学校では、「全くしない」と回答した生徒の割合が39.0%で、平成28年度の調査よりも改善され、「10分以上30分より少ない」と「30分以上1時間より少ない」と回答した生徒がわずかだが増加している（表10）。

表 9 家庭における読書時間（小学校）

	2 時間以上	1 時間以上 2 時間より少ない	30 分以上 1 時間より少ない	10 分以上 30 分より少ない	10 分より少ない	全くしない
H24	5.6	9.3	18.7	25.6	18.0	22.6
H28	5.8	8.4	17.5	25.1	17.3	25.8
R4	7.2	10.1	19.1	23.2	14.1	26.3

表 10 家庭における読書時間（中学校）

	2 時間以上	1 時間以上 2 時間より少ない	30 分以上 1 時間より少ない	10 分以上 30 分より少ない	10 分より少ない	全くしない
H24	5.1	7.9	14.4	21.3	13.0	38.0
H28	5.2	7.5	12.7	17.5	13.1	43.8
R4	4.6	7.8	14.9	21.3	12.3	39.0

(3) 1 か月の平均読書量（学校読書調査より）

全国の児童・生徒たちはどの程度本を読んでいるだろうか。平成 24 年度、平成 28 年度、令和 4 年度の学校読書調査の「1 か月の平均読書量」を表 11 に示す。小学生、中学生においてはコロナ禍にあった令和 4 年度が、それぞれ小学生 13.2 冊／月、中学生が 4.7 冊／月だった。一方で高校生は 1.6 冊／月と、これまでと変わらない結果であった。

表 11 1 か月の平均読書量

	第 58 回（H24 年度）	第 63 回（H28 年度）	第 67 回（R4 年度）
小学生	10.5	11.1	13.2
中学生	4.2	4.5	4.7
高校生	1.6	1.5	1.6

(4) 不読率（全国学校図書館協議会「学校読書調査」より）

ここで示す不読率（1 か月に 1 冊も本を読まない児童・生徒の割合）は全国平均である（表 12）平成 28 年度の調査と比較しても不読率は小中高とも高くなっている。中でも高校生の不読率は小中学生と比較しても高く、令和 4 年度の調査においては 51.1%で、高校生の 2 人にひとりには 1 か月に 1 冊も本を読んでいないことになる。

表 12 不読率（全国平均）

	第 58 回（H24 年度）	第 63 回（H28 年度）	第 67 回（R4 年度）
小学生	4.5	5.6	6.4
中学生	16.4	15.0	18.6
高校生	53.2	50.4	51.1

(5) 家庭・地域・学校を通じた社会全体での取り組みの推進

家庭・地域・学校など社会全体で、どの程度読書活動に関して連携が進んだのか、学校と公立図書館との連携状況を確認する。

学校と公立図書館との連携状況を文部科学省の「学校の図書館の現状に関する調査」より表 13 に示す。本県では学校と公立図書館との連携がさらに進み、学校・中学校段階においても全国平均を大きく上回っている。一方で、高等学校では全国平均を大きく下回っており、公立図書館との連携は課題となっている。

		H24 年度	H28 年度	R2 年度
小学校	県	75.1%	89.6%	93.1%
	全国	76.5%	82.2%	86.0%
中学校	県	72.0%	84.3%	90.7%
	全国	49.8%	57.5%	65.4%
高等学校	県	17.0%	32.2%	33.3%
	全国	46.5%	51.1%	54.5%

表 13 学校と公立図書館との連携状況

2 子どもの読書活動を支える環境の整備

(1) 次に子どもの読書活動を支えている環境の整備状況について、司書教諭や学校司書等の配置状況を確認する。

司書教諭発令状況については高等学校と特別支援学校が 100% を達成しており、小中学校においても全国平均とほぼ同じであった。12 学級以上設置校における司書教諭発令状況（公立）を表 14 に示す。表内の数字はパーセントであった。

		H24 年度	H28 年度	R2 年度
小学校	県	98.7%	87.3%	98.8%
	全国	99.8%	99.4%	99.4%
中学校	県	100.0%	98.9%	98.6%
	全国	99.2%	72.7%	98.9%
高等学校	県	100.0%	100.0%	100.0%
	全国	99.2%	99.3%	98.5%
特別支援学校	県	100.0%	100.0%	100.0%
	全国	92.3%	91.3%	93.7%

表 14 司書教諭発令状況（公立）

(2) 学校司書配置状況

本県の学校司書配置状況については、全校種とも全国値を大きく上回っている（表 15：学校の図書館の現状に関する調査より（文部科学省））。小中学校では学校司書の配置率が 90% を超えており、高校では 100% となっている。

表 15 学校司書配置状況

		H24 年度	H28 年度	R2 年度
小学校	県	97.8%	93.1%	94.2%
	全国	47.9%	59.3%	69.1%
中学校	県	91.3%	95.1%	90.1%
	全国	47.6%	57.35	65.9%
高等学校	県	100.0%	100.0%	100.0%
	全国	71.0%	66.9%	66.4%

(3) 県立図書館による図書館未設置町村等に対するサービス

本県では一括貸出や移動図書館（空飛ぶ図書館）で利用するための館外協力用図書の充実、移動図書館

の実施に取り組むことにより、県立図書館による図書館未設置町村²³等へのサービスの充実が図られている。

図書館未設置町村等へのサービスの指標の一つとして、県立図書館による一括貸出（学校や公民館、地域文庫など団体の求めに応じて400冊まで貸出）を実施している。その状況を表16に示す。

表 16 県立図書館による一括貸出

	実施団体数	実施回数	貸出冊数
H24年度	46	73	11、345
H28年度	136	286	34、433
R4年度	29	260	39、215

次に県立図書館による移動図書館²⁴（離島等の図書館未設置町村に出向き、公民館や学校などで貸出）の状況は以下の通りであった（表17）。

表 17 移動図書館の状況

	開催回数	貸出人数	貸出冊数
H24年度	36	1、565	10、422
H28年度	41	1、857	15、540
R4年度	29	1、336	9、818

3 子どものたちの「読書へのイメージ」

中高生を対象に（特別支援学校を含む）「あなたは「読書」に対してどのようなイメージを持っていますか。自由に記入してください。」と回答を求めた。形態素分析²⁵を行い、出現率の高い単語を抜き出した。また、読書の好き嫌いとの関係を分析した。

沖縄県の中高生（特支を含む）の「読書のイメージ」を視覚化したワードクラウド（名詞、動詞、形容詞のみ抽出）を図1に示す。

²³ 本県では14の図書館未設置町村がある（令和5年4月1日現在）。

²⁴ 本県の県立図書館の移動図書館は「空とぶ図書館」という名称で親しまれており、図書館未設置町村等の住民に読書機会を提供するため、町村教育委員会と連携し開催している。また、空とぶ図書館の開催に合わせて、読み聞かせ会、読み聞かせスキルアップ講座・他団体と連携したワークショップなどを開催し、読書活動の啓発を行っている。

²⁵ 文法的な情報の注記の無い自然言語のテキストデータから、対象言語の文法や、辞書と呼ばれる単語の品詞等の情報にもとづき、形態素の列に細分化し、一つ一つの品詞・変化などを判別する作業。



図 1 読書のイメージ

(1) 出現率の高い単語

回答の中でもっとも出現率の高い単語上位5つを示すと以下のものであった(表 18)。上位2つは「面白い」「楽しい」と読書に対して好意的な単語だが、3位には「難しい」という単語が上がっている。

また、出現率の高い単語(名詞、形容詞、動詞)をワードクラウドとして視覚化し図 1 に示した。「面白い」「楽しい」「増える」という単語がある中、「(時間が) かかる」「難しい」「めんどくさい」「疲れる」といったネガティブな単語も見ることができる。

表 18 出現率の高い単語上位5位

順位	単語	出現回数
1	面白い	363
2	楽しい	331
3	難しい	133
4	良く	95
5	いい	85

(2) 読書の好き好きと自由記述の関係

読書の好きな生徒がどのような記述をしているのか、分析した(表 19)。読書の好きな生徒ほど次のような単語を使って、自由記述を記入している。

表 19 読書好きな生徒の自由記述に出る単語

順位	単語	好き嫌い	出現回数
1	入れる	4.0	5
2	ラノベ	4.0	4
3	楽しめる	3.9	16
4	続き	3.9	8
5	視点	3.9	7

自由記述にあった「入れる」は「いろんな情報を取り入れる手段」「知識を仕入れる」などに含まれており、「楽しめる」は「楽しめる紙」、「いろんな世界観が楽しめる」、「自分だけの世界を楽しめる」「物語に入り込んで楽しめる」などがある。

「視点」では「いろいろなことをといろいろな視点で考えられたり、考え方が変わったりする」「感情移入させて視点の幅を増やし、想像力を良くしてくれるもの」「自分に新しい視点を与えてくれる」など自己の世界観に読書を通して、新たな価値観や考え方に触れることを楽しんでいることが分かる。

これらのことから読書を楽しんでいる子ほど読書を通して異なる世界観や価値観、考え方を学んでいることが示唆される。

一方で読書を「好きではない」と回答している子どもたちは次のような言葉を使って読書のイメージを表している。「読書を好きではない」度が高い順に表 20 に整理した。

表 20 読書を好きではない生徒の自由記述に出る単語

順位	単語	好き嫌い	出現回数
1	続か	1.5	4
2	疲れる	1.6	21
3	陰	1.8	4
4	めんど	1.8	72
5	めんどい	1.8	11

読書を好きではない子どもたちの回答の中で特に多いのが「疲れる」や「めんどくさい」という単語であった。「疲れる」では「文字が並ぶので読むと疲れる」「本を読むのは疲れる」という回答であった。

また、「めんどくさい」という単語は全体的に「読むのがめんどくさい」とうい意見が圧倒的に多くあった。

日常生活において動画の倍速再生²⁶やショートムービー²⁷など「速さ」や「効率の良さ」に慣れた子どもたちに、本をゆっくりと読み味わう楽しさをどのように感じてもらうかが大きな課題となりそうである。

²⁶ 損害保険ジャパン株式会社が、18歳から57歳の男女計800名を対象とした「若者の動画視聴の実態調査」によると、倍速視聴する人はいわゆるZ世代が70.0%で最も倍速視聴している結果であった。

²⁷ ショートムービーについては、明確な定義はないものの、YouTubeなどの動画配信サイトでは2分以内、SNSなどでは1分以内の動画を指すことが多い。

引用文献

- デジタル庁. (2022). デジタル社会の実現に向けた重点計画.
- デジタル田園都市国家構想総合戦略 U. (2023).
- ハヴィガースト, 壮司雅子. (1958). 人間の発達課題と教育・幼年期より老年期まで. 牧書店.
- 沖縄県. (2017). 沖縄 21世紀ビジョン基本計画【改定計画】.
- 沖縄県教育委員会. (2019). 第四次子どもの読書活動推進計画.
- 沖縄県教育委員会. (2023). 子どもの読書活動実態調査.
- 戸室健作. (2018). 都道府県別の子どもの貧困率とその要因. 社会政策 10 巻 2 号, 23-29.
- 厚生労働省. (2016). 平成 28 年国民生活基礎調査.
- 阪本一郎. (1961). 読書の心理と指導. 牧書店.
- 阪本一郎. (1976). 現代の読書心理学 (4 版). 金子書房.
- 松村一矢. (2022). 電子書籍による読書の感性的効果の分析. 岩手県立大学.
- (2004). 親と子の読書活動等に関する調査. 文部科学省.
- 全国大学生生活協同組合連合会. (2015). CAMPUS LIFE DATA 2015.
- 内閣府／文部科学省／厚生労働省. (2017). 幼保連携型認定こども園教育・保育要領.
- 二村健. (2015 年). ベーシック司書講座・図書館の基礎と展望 児童サービス論 (第 7 巻). (望月道浩, 平井歩実, 共同編集) 学文社.
- 日本図書館協会児童青少年委員会, 児童図書館サービス編集委員会 (共同編集). (2011). JLA 図書館実践シリーズ 児童図書館サービス 1 (第 1 巻). 財団法人 日本図書館協会.
- 樋口洋子. (1991). 成長期における児童の読書興味の変化とモデル化. 日本図書館情報学会.
- 文部科学省. (2008 年 3 月). 幼稚園指導要領.
- 文部科学省. (2009). 子どもの徳育の充実に向けた在り方について (報告).
- 文部科学省. (2017). 小学校指導要領解説 国語編.
- 文部科学省. (2017). 中学校学習指導要領解説 国語編.
- 文部科学省. (2018). 高等学校学習指導要領解説 国語編.
- 文部科学省. (2018). 高等学校学習指導要領解説 国語編 .
- 文部科学省. (2018). 特別支援学校高等部学習指導要領解説.
- 文部科学省. (2018). 特別支援教育学習指導要領解説 各教科等編.
- 文部科学省. (2019). 視聴覚障害者等の読書環境の推進に関する法律. 文部科学省.
- 文部科学省. (2020). 令和 2 年度「学校図書館の現状に関する調査」結果について.
- 文部科学省. (2022). 学校教育情報化推進計画.
- 文部科学省. (2022). 第 6 次「学校図書館図書整備等 5 か年計画」.
- 文部科学省. (2023). 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画.
- 文部科学省総合教育政策局国際教育課. (2021). 外国人児童生徒等教育の現状と課題.
- 野口武悟. (2023). 読書バリアフリーの世界. 三和書籍.

氏名	所属及び職名等
上 江 洲 朝 男	琉球大学教職センター 教授
上 原 明 子	沖縄キリスト教短期大学英語科 教授
大 城 麻 紀 子	沖縄ろう学校 校長
大 城 ま り	県立浦添高等学校 図書司書
川 平 栄 子	沖縄地域児童文庫連絡協議会 会長
島 袋 元 治	那覇市立中央図書館 館長
多 田 明 日 香	book café Bookish 店主
田 名 洋 子	沖縄県子どもの本研究会 会長
徳 門 敦 子	那覇地区学校図書館協議会 会長（真和志小学校校長）
名 城 邦 孝	沖縄国際大学総合文化学部日本文化学科 准教授
名 冨 綾 乃	県立図書館 指導主事
望 月 道 浩	琉球大学教育学部学校教育教員養成課程 教授

令和5年度沖縄県子ども読書活動推進担当者

氏名	所属及び職名等
名 冨 綾 乃	県立図書館 指導主事
玉 城 聖 江	国頭教育事務所 社会教育主事
大 城 直 美	国頭教育事務所 指導主事
知 花 哲 也	中頭教育事務所 社会教育主事
金 子 美 芽	中頭教育事務所 指導主事
花 城 桃 子	那覇教育事務所 社会教育主事
上 里 亮	那覇教育事務所 主任指導主事
長 門 照 乃	島尻教育事務所 社会教育主事
大 田 恵	島尻教育事務所 指導主事
与 那 覇 正 典	宮古教育事務所 社会教育主事
下 地 美 保 代	宮古教育事務所 指導主事
田 代 和 真	八重山教育事務所 社会教育主事
佐 渡 山 圭 吾	八重山教育事務所 指導主事
伊 野 波 盛 人	県立学校教育課 指導主事
上 地 孝 重	県立学校教育課 指導主事
山 内 康 宏	義務教育課 指導主事
知 念 秀 明	生涯学習振興課 指導主事

第五次沖縄県子どもの読書活動推進計画

—五感で拓く多様な読書—

発行日 令和6年3月

発行 沖縄県教育委員会

編集 沖縄県教育庁 生涯学習振興課

〒900-8571 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

TEL : 098-866-2746 FAX : 098-863-9547